

令別表第9に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

物質名	CAS 番号	裾切り値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
① 亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満
② アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満
③ アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満
④ エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満
⑤ エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満
⑥ クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満
⑦ O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O' O' '-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満
⑧ 三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満
⑨ N・N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満
⑩ ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満
⑪ ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満
⑫ ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名 DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満
⑬ 水素化ビス (2-メトキシエトキシ) アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満
⑭ テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満
⑮ N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満
⑯ ブテン (以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1%未満	1%未満
2-ブテン【β-ブテン】 (以下の2つの異性体の混合物)	107-01-7		
<i>c i s</i> -2-ブテン	590-18-1		
<i>t r a n s</i> -2-ブテン	624-64-6		
1-ブテン【α-ブテン】	106-98-9		
イソブテン	115-11-7		
⑰ プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満
⑱ プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満
⑲ 1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満
⑳ 3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリ)	106-95-6	1%未満	1%未満

ル)				
⑳	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満
㉑	ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満
㉒	ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
㉓	メチルナフタレン	1-メチルナフタレン	1%未満	1%未満
		2-メチルナフタレン		
㉔	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満
㉕	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満
㉖	沃化物	特定されず	1%未満	1%未満